

2024年4月16日

各位

会 社 名 株 式 会 社 ギ フ テ ィ 代表者名 代 表 取 締 役 太 田 睦 (コード番号: 4449 東証プライム市場) 問合せ先 取締役 C F O 藤田 良和 (TEL. 03-6303-9318)

第18回有償新株予約権(業績目標付ストック・オプション)の発行に関するお知らせ

当社は、2024年4月16日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指す為に、より一層意欲及び士気を 向上させ、結束力を更に高めることを目的として、当社社内取締役に対して有償にて新株 予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされております。具体的には、業績条件として連結 EBITDA を 3 段階に設定し、2033 年 12 月 31 日までの事業年度において、それぞれ下表に定める業績条件を達成した場合に限り、各条件に対応する割合分について行使可能としております。業績条件となっている連結 EBITDA は 2023 年 12 月期の実績と比較し最大で約 6 倍まで利益水準を高めることを目標としているものとなっており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。

以上より、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、2023 年 12 月末時点での発行済株式総数の 1.4%に相当します。

【第18回有償新株予約権の行使条件】

業績条件	条件達成による行使可能割合
連結 EBITDA 50 億円	20%
連結 EBITDA 75 億円	30%
連結 EBITDA 100 億円	50%

(参考) 2023 年 12 月期 連結 EBITDA 実績 17 億円

- Ⅱ. 第18回有償新株予約権の発行要項
- 1. 新株予約権の数

4,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、 当社普通株式 400,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数 が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、10円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものであり、当該発行価額は公正な価格であることから有利発行ではありません。

- 3. 新株予約権の内容
- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、 当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の 無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整さ れるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使され ていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,253円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の 算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額=調整前行使価額 × --

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行×1株あたり 既発行+ 株式数 + 新規発行前の1株あたりの時価

\mathbb{R} \mathbb{R}

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式 総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に かかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」 に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換 もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要と する場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるも のとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2026 年5月1日から2034年4月30日までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、EBITDAが、2024年1月1日から2033年12月31日までのいずれかの事業年度において、それぞれ下記に定める(a)乃至(c)の条件を達成した場合に限り、各号に定められている割合(以下「行使可能割合」という。)を上限として本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使割合において、行使可能となる新株予約権の個数に1個未満端数が生じる場合においては、これを切り捨てるものとする。
 - (a) EBITDA が一度でも 50 億円を超過した場合: 行使可能割合 20%
 - (b) EBITDA が一度でも 75 億円を超過した場合: 行使可能割合 50%
 - (c) EBITDA が一度でも 100 億円を超過した場合:: 行使可能割合 100%

なお、ここでいう EBITDA については、当社の有価証券報告書に記載された連結 損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様。) 及び連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成して いない場合にはキャッシュ・フロー計算書。以下同様)「営業利益 + のれん償却 額 + 減価償却費 + 株式報酬費用 + 利息費用」を参照するものとし、適用される 会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす事象が発生し当社の連結損益 計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うこ とが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該 事象の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものと する。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

2024年5月1日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の 条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編 後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編 対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備 金に関する事項

上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件
 - 上記3. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 2024年5月1日
- 9. 申込期日

2024年4月30日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役 4名 4,000 個

以上